

機械式立体駐車場の安全対策に係る取組状況

機械式立体駐車場の安全対策に関するガイドライン

- 機械式立体駐車場の安全対策検討委員会(座長: 向殿政男 明治大学名誉教授)の検討成果を踏まえ、平成26年3月、「機械式立体駐車場の安全対策に関するガイドライン」を公表し、消費者庁と連携して、関係団体に対して安全対策の強化及び適正利用の推進を要請。
- その後、消費者安全調査委員会において事故調査報告書がとりまとめられたことなどを踏まえ、同年10月、ガイドラインの改定(「5. 関係主体間の連携・協働による取組」の追加)を行い、関係団体に対して既設の装置に関する安全対策及び適正利用の一層の推進を要請。

1. 製造者の取組

- 装置内への立入防止のための閉鎖性確保(ゲート、柵の設置等)
- 装置の稼動状況に対する視認性確保(操作盤の位置、モニター等)
- 安全性に配慮した操作方法(安全確認ボタン、緊急停止ボタン等)
- 人の転倒、転落等を防止するための開口部、障害物等の除去
- 装置のインターロック機能の確保、安全センサーの設置
- 非常時を想定した構造・設備の確保(退避場所、非常口等)
- 残留リスク及び適正な使用方法に関する説明、注意喚起等等

2. 設置者の取組

- 1. の要件を満たす装置の使用
- 設置場所、気象条件、使用条件等を考慮した装置選択
- 装置内への立入防止のための閉鎖性確保(ゲート、柵の設置等)
- 入出庫時の不要な人の立入抑止(子供の待機場所、荷物の積み下ろし場所等の確保)
- 装置内の視認性確保(照明設備の設置等)
- 残留リスク及び適正な使用方法に関する説明、注意喚起等等

3. 管理者の取組

- 利用者に対する操作方法、注意事項等に関する書面説明の徹底
- 装置の安全確保のための維持保全、専門技術者による定期的な点検の実施
- 事故等発生時の対処
- 管理責任者の選任・明示及び実施方法等に関する文書作成・閲覧
- 委託契約等における実施主体・方法等の明示等

4. 利用者の取組

- 装置の危険性を再認識した上での利用
- 他人の鍵、ボタン押し補助器具等の使用禁止
- 装置内の無人確認の徹底
- 運転者以外の乗降室外での乗降、やむを得ず同乗者が立ち入る場合の退出確認の徹底等

5. 関係主体間の連携・協働による取組

- 既設装置について、製造者、保守点検事業者、設置者、管理者、利用者の関係主体は協議の場を設け、連携・協働して安全対策に取り組むこと
- 製造者、保守点検事業者は、協議の場において、装置のリスク、安全な利用方法等について説明を行うこと。これを踏まえ、設置者、管理者は、利用者に対する説明の徹底を図るとともに、製造者、保守点検事業者の参画の下、利用者への教育訓練を実施すること
- 利用者は、教育訓練への参加等により装置のリスクを十分認識した上で、適正な利用を心がけること

- 今後設置される装置について、安全対策の実効性を確保するため、平成26年7月、駐車場法施行規則の改正を行い、平成27年1月より、機械式駐車装置の安全性も含めて審査・認定を行う仕組みを導入予定。
- 平成26年9月より、機械式駐車装置安全基準等WG(座長：向殿政男 明治大学名誉教授)を開催し、安全基準のあり方等について検討中。

機械式駐車装置の構造及び設備並びに安全機能に関する基準を定める告示案(概要)

構造・設備基準

- エレベーター方式等の装置について、自動車2台分以上の前面空地を確保
- 駐車室の高さは1.6m以上、乗降室の高さは1.8m以上
- 乗降室の照度は2ルクス以上、車路部分の照度は10ルクス以上
等

安全基準

- 囲い及び出入口扉等の設置
- 操作盤の視認性の確保(設置位置、モニター等)
- 起動制御(安全確認ボタン等)及び出入口制御(インターロック)
- 人検知装置、緊急停止装置等の設置
- 乗降室への非常口等の設置
- 制限事項及び注意事項の掲示
等

<引き続き検討すべき課題>

- 安全基準の適用により、装置の製造・設置段階における安全性向上が図られたとしても、一定のリスクが残存。このため、管理・利用段階における安全対策及び適正利用についても確実に実施することで、更なるリスク低減を図る必要。
- 既設の装置については安全基準の適用対象外であり、安全改修や適正利用を促すための仕組みが必要。
- 装置の老朽化等に伴う保守・更新・撤去等についても、対策の検討が必要。
- これらの課題も含め、今後、機械式駐車装置安全基準等WGにおいて検討予定。